

【建設工事】 工事費内訳書への労務費等の記載について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として、国土交通省令で定めるもの、その他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました。

【令和8年4月以降の入札については、以下の取り扱いとなりますのでご注意ください。】

・入札時に材料費、労務費及び国土交通省令で定めた経費（以下「労務費等」という。）を記載した工事費内訳書を提出してください。

・入札提出時において、労務費等の記載がない工事費内訳書を提出した場合であって、入札書の提出後、提出を指示された日から起算して、原則として2日以内（休日を含まない。）に労務費等を記載した工事費内訳書を追加提出しなかった場合は失格とします。

※入札書提出期間の初日が令和8年4月1日以降の工事から適用となります。

- 工事費内訳書（令和8年4月版：労務費等記載版）（ワード形式）
- 労務費等の記載Q A（PDF形式）
- 工事費内訳書の記載見本（令和8年4月版：労務費等記載版）（PDF形式）